届　　　　出　　　　　書

　公職選挙法第１９７条の２第２項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　参議院福島県選出議員選挙候補者

　　福島県選挙管理委員会委員長　遠藤　俊博　様

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　　　　　所 | 年　齢 | 性　別 | 使用する者の別 | 使用する期間 | 備 考 |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |

　備考　１　「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第１４１条第１項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては、「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第１９７条の２第２項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては、「要約筆記者」と記載するものとする。

　　　　２　公職選挙法第１５０条第１項第２号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第１９７の２第２項の規定により専ら手話通訳者のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第８６条の４第１項、第２項、第５項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め５０人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第１２９条第７項に規定する場合である」と記載するものとする。

　　　　３　既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（つづき用紙）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　　　　　所 | 年　齢 | 性　別 | 使用する者の別 | 使用する期間 | 備 考 |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |
|  |  | 　　歳 | 男・女 |  | 　月　　日～　月　　日 |  |

　備考　１　「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第１４１条第１項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては、「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第１９７条の２第２項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあっては、「要約筆記者」と記載するものとする。

　　　　２　公職選挙法第１５０条第１項第２号イ又はロに掲げる者が同条第二項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第１９７の２第２項の規定により専ら手話通訳者のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第８６条の４第１項、第２項、第５項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め５０人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第１２９条第７項に規定する場合である」と記載するものとする。

　　　　３　既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。